

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
7月10日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)……………一
(環境政策課)

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………五

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………七

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………七

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………七

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………八

道路の区域の変更(道路整備課)……………一

公告

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………一

柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………二

公安委公告

一般競争入札の実施……………二



山口県告示第三百七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年七月十日から同月三十日までの間、山

山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所 在 地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (mm)	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
五三一イ	六〇〇	平成一九 八、一五	平成二〇、 四、一五	平成二〇、 四、一五
"	四三〇	"	"	"
"	三七五	"	"	"
"	三五〇	"	"	"
"	三〇〇	"	"	"
"	一五〇	"	"	"

備考 「五三一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する研摩洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
五三ーイ	九	七	〇・七
	八	六	
"	九	七	〇・二
	八	六	
"	九	七	〇・四
	八	六	
"	九	七	〇・二
	八	六	
"	九	七	〇・四
	八	六	
"	九	七	〇・二
	八	六	
"	九	七	〇・二
	八	六	
"	九	七	〇・四
	八	六	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
"	七	九	六	一、三八〇
		八	五	
"	九	三	九	二、六二〇
		四	九	

山口県告示第三百七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年七月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供

す。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 大阪新薬株式会社
住 所 山陽小野田市大字東高泊 三三七番地の二一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

種 類	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	通 常 最 大	燐素 (mg/l)	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量(m ³)
四六一 口	七	六〇〇〇	六〇〇	三〇七	二五〇	一五〇	二〇	四	三	四	五	二	三・五
四六一 イ	八	三〇〇〇	六〇〇	三〇七	二五〇	一五〇	二〇	三	四	五	二	三・五	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	能 力	工 事 着 手 日 定 年 月	工 事 完 成 日 定 年 月	使 用 開 始 日 定 年 月	使 用 時 間 隔 間	使 用 の 方 法	備 考	四六一 二	四六一 口	四六一 イ
								連続 五時間	断続 八時間	断続 八時間

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

名称 大阪新薬株式会社
 所在地 山陽小野田市大字東高泊二三六七番地の二二
 三 特定施設に関する事項
 三 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	沈 殿 槽		中 和 処 理 施 設		活 性 汚 泥 処 理 施 設		項 目	汚 水		等 汚 染 状 態		の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)																
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		通 常	最 大														
種 類	九	六	七	七	九	九	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	九	六	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	七	七	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	六	五	鉍 油 類 (mg/l)	一	〇	室 内 空 気 の 汚 染 状 態	一	〇	一	〇	二	〇	五	八	五	九	五

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 概 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
鋼 板 製	コンクリート製	二七	沈 殿 断 続	八 時 間	変 動 な し	(既 設)		

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備 考	種 類	構 造	能 力 (t/日)	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 概 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
(一)の表の備考は、この表について準用する。	四六二	〇九	六〇〇	二〇	二三八	一〇	〇一	〇二

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水		水 質 汚 染 状 態		の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)					
				通 常	最 大	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	鉍 油 類 (mg/l)		窒 素 (mg/l)	燐 素 (mg/l)			
"	"	七	"	"	"	八	六	二	一	三	三	七	三	八	一
一	三	二	一	三	二	五	三	三	六	三	三	五	三	五	三
九	一	七	九	二	三	九	九	一	五	三	〇	一	五	〇	二
"	"	検 出 せ ず	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一	四	一	一	六	一	五	三	〇	一	五	〇	一	五	〇	二
二	六	三	二	六	五	〇	〇	八	〇	二	〇	二	二	五	二
〇	〇	〇	〇	四	七	〇	六	三	三	九	三	九	六	五	五

更なることにより、次の表のとおり変更を生じる。

山口県告示第三百七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年七月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社トクヤマ

住 所 周南市御影町一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場

所在地 周南市晴海町一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特

定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
"	"	"	七	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の汚染状態の値
"	"	"	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)	排出水の一日当たりの量 (m³)
"	二	"	三・九	浮遊物質 (mg/l)	
"	三	"	四・九	窒素 (mg/l)	
"	五	"	三	リン (mg/l)	
"	一〇	"	五	窒素 (mg/l)	
"	〇・三	"	一・二	リン (mg/l)	
"	〇・六	"	二・一	窒素 (mg/l)	
"	〇・〇二	"	〇・〇四	リン (mg/l)	
"	〇・〇四	"	〇・一三	窒素 (mg/l)	
"	一	"	五	リン (mg/l)	
"	一、三八〇	四七二、九八八	四七二、九七三	排出水の一日当たりの量 (m³)	
"	二、六一〇	六五五、五二四	六五五、五〇四		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

沈殿池				種類
処理後		処理前		項目
変更後	変更前	変更後	変更前	
"	七	"	一〇・五	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	"	一、八	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	一三・三	浮遊物質 (mg/l)
"	"	"	一九・六	窒素 (mg/l)
"	一〇	"	三、五〇〇	リン (mg/l)
"	二〇	"	五〇〇〇	窒素 (mg/l)
"	"	"	二二・四	リン (mg/l)
"	"	"	二〇・二	窒素 (mg/l)
"	〇・一	"	六	リン (mg/l)
"	一	"	一〇・五	窒素 (mg/l)
"	"	"	五	リン (mg/l)
四〇、九八八	四〇、九七三	四〇、九八八	四〇、九七三	排水等の一日当たりの量 (m³)
五五、五二四	五五、五〇四	五五、五二四	五五、五〇四	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		種類
変更後	変更前	項目
"	七	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	一三・三	浮遊物質 (mg/l)
"	一九・六	窒素 (mg/l)
"	一〇	リン (mg/l)
"	二〇	窒素 (mg/l)
"	二二・四	リン (mg/l)
"	二〇・二	窒素 (mg/l)
"	〇・一	リン (mg/l)
"	一	窒素 (mg/l)
四〇、九八八	四〇、九七三	排水等の一日当たりの量 (m³)
五五、五二四	五五、五〇四	

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

名	療 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
杉田整形外科		山口市中央四丁目四番四号		平成一九、四、三〇
医療法人社団萩中央クリニク		萩市大字土原五二の一		" " 一八
山口内科		周南市清水二丁目一三番八号		" " 三、三一
てらい内科クリニク		山陽小野田市大字山川九七の一		" " 四、三〇
吉村胃腸科内科医院		熊毛郡田布施町大字下田布施一六の八		" " " "
青木歯科医院		山口市小郡御幸町四番一九号		平成一八、一、三〇
たなべ歯科医院		" 平井七九〇の五		平成一九、四、" "
Aコープ松尾薬局		長門市東深川一九三六の一		平成二四、" 一四
ハート薬局駅前店		柳井市南町二丁目五番一号		平成一九、" 三〇

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地 訪問看護ステーション等の所在地 廃止年月日

医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	医療法人新生会 訪問看護ステーションしらさぎ	岩国市多田三丁目一〇一の五	平成一九、二、二八
---------	---------------	------------------------	---------------	-----------

山口県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

名 療 所 在 地 指 定 年 月 日

耳鼻咽喉科ニココロじびか	山口市大内長野一五六九の一	平成一八、一〇、一
杉田整形外科	" 中央四丁目四番四号	平成一九、五、" "
うちみち脳神経クリニク	防府市石が口二丁目二番三八号	" " 六、" "
めぐみ内科クリニク	下松市西柳一丁目二番四八号	" " 五、" "
山口内科	周南市清水二丁目一三番八号	" " 四、" "
医療法人てらい内科クリニク	山陽小野田市大字山川九七	" " 五、" "
吉村胃腸科内科医院	熊毛郡田布施町大字下田布施一六の四	" " " "
アイベックスデンタルクリニク	山口市小郡黄金町一四番八号	平成一八、一、二、" "
たなべ歯科	" 黒川二二〇五の三	平成一九、五、" "
こころ薬局	" 矢原町三一	" " 六、" "
石が口薬局	防府市石が口二丁目二番三七号	" " " "
Aコープ松尾薬局	長門市東深川一九三二の一	平成一四、五、" "

山口県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	医療法人新生会ヘルパス	岩国市美和町波前一七七〇の八	訪問介護	平成一九、四、三〇
"	"	医療法人新生会訪問看護ステーションしらさぎ	岩国市多田三丁目一〇一の五	訪問看護	平成一九、二、二八

居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	医療法人新生会ヘルパス	岩国市美和町波前一七七〇の八	訪問介護	平成一九、四、三〇
"	"	医療法人新生会訪問看護ステーションしらさぎ	岩国市多田三丁目一〇一の五	訪問看護	平成一九、二、二八

株式会社ニチイ
イ学館
東京千代田区
神田駿河台二丁目九

特定福祉用具販売事業者
名 称
の所在地

株式会社ニチイ
学館
東京千代田区
神田駿河台二丁目九

介護予防事業者
氏名又は名
称
住所又は主
たる事務所
の所在地

医療法人新生
会
岩国市多田三丁目一〇一の五

株式会社ニチイ
イ学館
東京都千代田区
神田駿河台二丁目九

特定介護予防福祉用具販売事業者
名 称
主たる事務所
の所在地

株式会社ニチイ
学館
東京都千代田区
神田駿河台二丁目九

山口県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者
氏名又は名
称
住所又は主
たる事務所
の所在地

株式会社河村
福祉サービス
宇部市大字西
岐波四四〇一
の四

山口県厚生農
業協同組合連
合会
山口市小郡下
郷二二三九

特定非営利活
動法人ありが
とさん
岩国市周東町
下久原四〇七
二八号

社会福祉法人
恩賜財団済生
会
東京都港区三
田一丁目四番
二八号

医療法人英知
会
" 桜島二
丁目六番八号

特定非営利活
動法人ありが
とさん
岩国市周東町
下久原四〇七
とさん

株式会社コム
スン
東京都港区六
本木六丁目一
〇番一号

山口県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者
氏名又は名
称
住所又は主
たる事務所
の所在地

株式会社河村
福祉サービス
宇部市大字西
岐波四四〇一
の四

山口県厚生農
業協同組合連
合会
山口市小郡下
郷二二三九

特定非営利活
動法人ありが
とさん
岩国市周東町
下久原四〇七
二八号

社会福祉法人
恩賜財団済生
会
東京都港区三
田一丁目四番
二八号

医療法人英知
会
" 桜島二
丁目六番八号

特定非営利活
動法人ありが
とさん
岩国市周東町
下久原四〇七
とさん

株式会社コム
スン
東京都港区六
本木六丁目一
〇番一号

株式会社河村
福祉サービス
宇部市大字西
岐波四四〇一
の四

山口県厚生農
業協同組合連
合会
山口市小郡下
郷二二三九

特定非営利活
動法人ありが
とさん
岩国市周東町
下久原四〇七
二八号

社会福祉法人
恩賜財団済生
会
東京都港区三
田一丁目四番
二八号

医療法人英知
会
" 桜島二
丁目六番八号

名称	住所又は主たる事務所所在地	名称	住所又は主たる事務所所在地	種類	指定年月日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業者			
合同会社ひだまりねつと	宇部市山門三丁目四番一八〇三	合同会社ひだまりねつと	宇部市山門三丁目四番一八〇三	介護	平成一九、四、一
株式会社河村福社サービス	波四〇一の四	株式会社河村福社サービス	山口市本町二丁目一番一八号	介護センター	五、
<p>山口県告示第三百七十八号</p> <p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。</p> <p>平成十九年七月十日</p> <p style="text-align: center;">山口県知事 二井 関 成</p>					
株式会社河村福社サービス	宇部市大字西岐波四四〇一の四	株式会社河村福社サービス	山口市本町一丁目一番一八号	介護訪問	平成一九、五、一
株式会社ソク	横滨市港南区上大岡西二丁目六番一	総合福祉ソク	堀九二九の二	介護	四、
社会福祉法人佐波福祉会	山口市徳地八坂一三三〇	とくち苑ホームヘルプサービス	坂一三三〇	介護	四、
医療法人社団青藍会	〇四一の一三	ハートホームケアセンター	〇三の一	介護	四、
社会福祉法人青藍会	〇四二の一三	ハートホームケアセンター	〇三の一	介護	四、

社会福祉法人相清福祉会	〇三六の一三	社会福祉法人相清福祉会	〇三六の一三	介護	〇四二の一三
株式会社ソク	横滨市港南区上大岡西二丁目六番一	総合福祉ソク	堀九二九の一	介護	〇三六の一三
社会福祉法人佐波福祉会	山口市徳地八坂一三三〇	とくち苑訪問入浴サービス	堀九二九の一	介護	〇三六の一三
山口県厚生農業協同組合連合会	〇三三九	小郡第一総合病院訪問看護センター	郷八六二の三	介護	〇三六の一三
社会福祉法人相清福祉会	〇三六の一三	さきがけ訪問看護センター	〇三六の一三	介護	〇三六の一三
社会福祉法人青藍会	〇四二の一三	ハートホームケアセンター	〇三六の一三	介護	〇三六の一三
医療法人和同会	〇三三九	宮野訪問看護センター	〇三三九	介護	〇三六の一三
医療法人和同会	〇三三九	訪問看護ステーション	〇三三九	介護	〇三六の一三
山口県厚生農業協同組合連合会	〇三三九	訪問看護ステーション	〇三三九	介護	〇三六の一三
社会福祉法人青藍会	〇四二の一三	訪問看護ステーション	〇四二の一三	介護	〇三六の一三
山口県厚生農業協同組合連合会	〇三三九	訪問看護ステーション	〇三三九	介護	〇三六の一三
特定非営利活動法人優喜会	〇二八八の二	セイサイビスセンター	〇二八八の二	介護	〇三六の一三
株式会社ソク	横滨市港南区上大岡西二丁目六番一	総合福祉ソク	堀九二九の一	介護	〇三六の一三
株式会社ソク	横滨市港南区上大岡西二丁目六番一	総合福祉ソク	堀九二九の一	介護	〇三六の一三

医療法人英知会 丁目六番八号 桜島二

有限会社あんのメディアカル 〇四一の三 吉敷三 朝倉ハートハウス 九番五号 神田町

社会福祉法人青藍会 〇四二の一 三 白石ハートハウス 丁目一〇番二 中央四

特定非営利活動法人ありがとさん 岩国市周東町下久原四〇七 下久原三六の

株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一号 防府市敷山町一四番一号

社会福祉法人相清福祉会 山口市鑄銭司二二六の一の三 ム希望の里 山口市鑄銭司二二六の一の三

医療法人和同会 宇部市大字西岐波二二九の三 ムグループホーム 黒川三

山口県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路 線 名 光日積線
道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市周東町田尻字深田五八八の二地先から同市周東町田尻字小森六三一の五地先まで	最狭 一・二・三 三六・〇	最狭 一・四・〇〇	二二二・〇	二八六・五	県道柳井周東線の道路の区域(重用)



(三五六) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
柳井市	日積中央地区排水施設の用排水施設の改修	平成一七、一一、二六	平成一八、三、二九
"	日積中央地区農道の整備	平成一六、九、二八	平成一九、二、二六
"	日積中央地区ため池の整備	平成一七、一一、二六	平成一八、七、三一
"	大里南地区ほ場の整備	平成一四、一、九	三、二〇

(三五七) 柳井都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画下水道柳井市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三五八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字中西
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市長東区亀の井二丁目四〇番地

服部 孝



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の借入れ
- (一) 物品の名称及び数量
汎用電子計算機 一式

(一) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(二) 使用期間

平成二十年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間

(三) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成十九年八月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年八月二十日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成十九年八月二十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇内線二四二二)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of wide use computer system

(3) Use term: From January 1, 2008 to December 31, 2012

(4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 17, 2007 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., August 20, 2007)

平成十九年七月十日印刷
平成十九年七月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）